

豊教教學第 2490 号
令和 5 年 3 月 15 日

保護者の皆様へ

学校教育課長

令和 3 年度一斉臨時休校に伴う学校給食費の返還について（お知らせ）

平素より、本市の学校給食運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

豊見城市においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内小中学校で一斉臨時休校の措置を行い、併せて学校給食の提供も休止しました。それを受け、令和 3 年度の学校給食費の一部の返還作業を実施しております。現在、在校生につきましては令和 5 年 1 月及び 2 月の学校給食費への充当作業が完了いたしました。転出や今年度の学校給食費を完納している等の理由により充当できなかった児童生徒につきましては、返還作業を行っており、返還予定時期が決まりましたのでお知らせいたします。返還作業に遅れが生じ、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 返還する給食費の金額

- ・小学校 ¥7,040 円（給食停止期間 32 日間）

2. 返還予定時期

- ・小学 1 年生から小学 6 年生：令和 5 年 3 月 20 日（月）
(現在の小学 2 年生から中学 1 年生)

※給食費の返還については、令和 3 年度に調査し確認できた保護者様の
口座へ振込いたします。

※通帳への振込名は「トミグスクシイハンカイ」 と記載されます。

3. 注意事項

- (1) 令和 3 年度の学校給食費について未納分がある場合、令和 2 年度以前の学校給食費について未納分がある場合は、返還の対象外となります。
- (2) 生活保護又は就学援助を受けている方で、令和 3 年度の給食費の自己負担がある場合は、返還の対象となります。
- (3) 就学援助を受けている場合、またはアレルギーにより牛乳停止等を行っている場合、返還する金額が変わります。

【問い合わせ先】

豊見城市立学校給食センター

TEL : 098-850-4585